平成２８年（フ）第１３０５号
埼玉県久喜市上清久52番地３
破産者　有限会社セキネ通信
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５５号
千葉市花見川区幕張町746番地４カームハイツ101、商業登記簿上の本店所在地千葉市稲毛区長沼原町373番地13
破産者　有限会社アイベックス
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５６号
千葉市花見川区幕張町746番地４　カームハイツ101号
破産者　垣沼　浩和
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４６６２号
大阪府東大阪市友井５丁目３番６号エステマール弥刀406号室、住民票上の住所大阪市平野区加美北３丁目17番34号ハイツ平野401号
破産者　アクティマ住設こと　前原　英希
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３９号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番56―504号
破産者　株式会社コスメイド・ジャパン
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
徳島県徳島市不動西町１丁目676番地の１
破産者　松本工芸有限会社
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２２３号
埼玉県所沢市東所沢５丁目14番地の12
破産者　株式会社ワンツーツー
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６８７号
千葉県浦安市堀江２丁目４番29号
破産者　有限会社丸辰
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７６３号
千葉市中央区院内１丁目14番７号
破産者　株式会社モガプランニング
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０４号
千葉市中央区仁戸名町235番地３
破産者　久保田直樹
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０５号
千葉市中央区仁戸名町235番地３
破産者　久保田秋子
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２０２１号
横浜市戸塚区川上町226番地芳正ビル１階Ａ号
破産者　株式会社ＢＭホーム
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６５１号
名古屋市瑞穂区花目町２丁目３番地の４
破産者　有限会社山工エンジニア
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８６号
神戸市兵庫区荒田町１丁目16―４
破産者　株式会社ツツイ
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４４号
鳥取県鳥取市福部町海士388番地23、事業所の所在地鳥取県鳥取市南安長２丁目105
破産者　有限会社クリーンベル
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２号
広島県三次市三良坂町皆瀬125番地２
破産者　株式会社ソニオ
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第３９号
熊本市中央区安政町６番４号
破産者　有限会社ユリウス
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４０号
熊本市中央区九品寺１丁目16番７号　４Ｆ
破産者　有限会社酒のえびす屋
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３８号
熊本県山鹿市杉741番地１
破産者　株式会社九州Ｇ・Ｎセキュリティ
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２９年（フ）第７号
北海道函館市東山１丁目26番27号
破産者　有限会社畑田建設
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第９号
北海道亀田郡七飯町大中山１丁目９番９号
破産者　株式会社産和
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所